

1 (か)、これをスタンディングの問題としてのみ見ることはできず、むしろ、裁判所が
2 司法判断を、当該事件が、被告人らの法律上の利益が直接侵害されている
3 ために、成憲性が欠けるとして本件内規の憲法適合性を回避したものとみ
4 ることもできる。グラントハス補足意見の第5ルールは裁判所は法律の施行に
5 よって侵害を行うことと証明しない人の申立てを中心として、その法律の効力に判
6 断を下すとしている。本件被告人らは法に基いて許可申請をしておらず
7 であるから、内規自体は法律ではないといえ、そもそも内規違反による許可申
8 請書に対する不許可処分を行うことではないから、法律による侵害がなされ
9 ない限り被告人らの本件内規の違反主張を認めなかったのは、上記のルールに
10 適合するものといえる。これはスタンディングの問題としてのみ見ることは可能であ
11 るが、一方でこれを密接な関係と有する成憲性が認められないために、あ
12 った憲法適合性の判断までは踏み込まなかったものということができる。

13 したがって、判旨の右部分は、いずれの問題としても論ずることができる。ま
14 ずとも、法律上の利益が直接、実質的に侵害されるといえる者の主張の中で、
15 裁判所が憲法適合性の判断に例外するべき場合がある。憲法上の
16 主張をする者が採用する憲法上の利益に優越的地位を保持するものである。
17 最高裁判所は憲法を保障し、特に少数者の自由、権利を保護し、立
18 法府による立法に関して憲法適合性を判断すべきであるが、そのような
19 場合は、裁判所が憲法適合性を判断するもの。その者の主張について憲法
20 判断をすべき場合がある。そして、そのような判断をすべき場合は、まずして
21 採用される憲法上の権利の性質、重要性による。その重要性が高ければ立法
22 裁量に尊重される司法権が積極的に介入しない一方、重要性が低い場合は立
23 法府の合理的な裁量に尊重を要するといえるからである。

24 本件の小売市場の距離制限規定は立法府の裁量的判断を尊重する
25 ものである。とくに、これは社会経済事象にあわせて立法府の周旋が
26 あり、民主主義的修正も可能な経済的利益の問題と存在から、裁判所
27 は立法府の判断に委ねる必要が高くない。

28 そのため、右の判旨は、いずれの本件被告人らの主張する利益の性質や重
29 要性に鑑みて、そもそも成憲性が認められることに加えて、例外的なスタン
30 ディングを認めなければならないことを論ずるものといえると考えられる。

※1 クラス指定されている科目についてのみ記入すること。 ※2 記入しないこと。
※3 現在のページ/総ページ数で記入すること。 ※4 小問指定がある場合のみ記入すること。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

小問2
問(1)

1 Bは 規程(8条1項)に基づき本件措置の決定と告示の取消しの訴え(行政事件訴訟法(以下「行政法」)3条2項)を提起することとした。

一方、上記の本件措置の決定と告示が処分の効力がある。 処分の効力とは、Bの輸入の承認(外国為替及外国貿易法(以下「外法」)52条)を得てA国からの小麦を輸入してその地位の確保訴訟を提起でき(行政法4条)と考へたからである。問題となる。

2(1)「処分」とは、国又は公共団体が行う行為のうち、行政国民の権利義務を形成する又はその内容に確定するに依り法律上の効果を生ずるものをいう。

(2) 規程(8条1項)に基づき決定と告示は 行政官署又はこの公報の掲載の地位から一方的にその効力を生ずる。公報の掲載である。

イ 決定や告示は 趣意の通知という事実行為であるから、法的効果を生ずるものではない。規程(8条1項)に基づき決定、告示が以下の場合に、輸入割当てを付するに依り公報を掲載したとき、これにより、その付するものとして公報に載った品目の貨物を輸入しようとする者は、輸入割当てを受けたものとして、貿易管理令(以下「令」)4条1項に基づき輸入の承認を受けることができる(令9条)。その結果、輸入割当てを受けた者がその輸入しようとするものは、関税法(以下「関法」)70条1項に基づき輸入割当てを受けたことと証明しなければならないが、同条2項に基づき、その証明が完了した場合は輸入が許可されることとなる。すなわち、令により輸入の承認を受けたものは、外法52条の「政令で定めるところにより、輸入の承認を受けた者」に該当することとなる。このように外法の規定や、規程や令、関税法の仕組みから「処分」は、規程(8条)に基づき決定やその告示は、A国から輸入を割当ての承認を得る輸入者に対する法的地位に直接効果を生ずるものである。

3) したがって、規程(8条1項)に基づき本件措置の決定と告示は、直接国民の権利義務を形成する「処分」である。(行政法(9条1項))

3 では、Bは「法律上の利益を有する者」として訴え得るか?

(1) 法律上の利益を有する者とは、法律上の保護を受ける利益を侵害され、又は又は他人の侵害を受けるおそれのある者である。すなわち、処分の現況が不利益な結果を発生させる利益を専ら一般公益の吸収対象とせず、個人個人別の利益として侵害の趣旨を有し得る者又は法律上の保護を受ける利益がある者である。処分の各個人以外の第三者に原告適格が認められる(行政法4条2項)の判断材料となるからである。

(2) Bは上記処分の各個人以外の第三者として、A国から輸入割当てを受けたもの

